

防衛省訓令第 2 7 0 号

社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱を
次のように定める。

令和 6 年 6 月 2 7 日

防衛大臣 木原 稔

社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱

(通則)

第 1 条 社会保障・税番号制度システム整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号。以下「適正化法施行令」という。）その他の法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 補助金は、社会保険診療報酬支払基金（以下「支

払基金」という。)が行う社会保障・税番号制度の電子資格確認等(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第36条第3項に規定する電子資格確認等をいう。

)を行うためのシステムの整備に関する事業(以下「補助事業」という。)に要する経費を補助することにより、同制度の円滑な施行に資することを目的とする。

(交付の事務)

第3条 補助金の交付に関する事務は、衛生監が行うものとする。

(交付の対象及び補助率)

第4条 補助金は、支払基金が行う補助事業を交付の対象とする。

2 補助金を交付する経費は、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費及び手数料とする。

3 補助金の交付額は、予算の範囲内において、前項に掲げる経費の総額に10分の10を乗じて得た額の範囲内とする。

(申請手続)

第5条 支払基金は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書には、別記第2号様式による事業計画明細書を添付しなければならない。

(交付の決定)

第6条 防衛大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該交付申請書の審査を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、原則として、当該交付申請書が到達した日の翌日から起算して1月以内に交付の決定を行うものとする。

2 防衛大臣は、前項の決定に際して必要な条件を付すものとする。

3 防衛大臣は、前2項の決定を行ったときは、その旨を別記第3号様式による補助金交付決定通知書により支払基金に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 支払基金は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条第3項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を防衛大臣に提出しなければならない。

(契約等)

第8条 支払基金は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(補助事業計画の変更)

第9条 支払基金は、補助事業の内容を変更しようとするとき又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ、別記第4号様式による補助事業計画変更承認申請書を防衛大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 防衛大臣は、前項の承認を行う場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 支払基金は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、別記第5号様式による補助事業中止（又は廃止）承認申請書を防衛大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（事業遅延の届出）

第11条 支払基金は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記第6号様式による補助事業事故報告書を防衛大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第12条 支払基金は、補助事業の遂行及び収支の状況について、防衛大臣の要求があったときは、速やかに、別記第7号様式による補助事業状況報告書を提出しなけれ

ばならない。

（実績報告）

第 13 条 支払基金は、補助事業が完了したとき（第 10 条の規定により補助事業の中止又は廃止の承認（以下この条において「中止廃止承認」という。）を受けたときを含む。）は、その日（中止廃止承認を受けた場合には、当該中止廃止承認の通知を受理した日）から起算して 1 月を経過した日又は当該日の属する国の会計年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれかの早い日までに、別記第 8 号様式による補助事業実績報告書を防衛大臣に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 14 条 防衛大臣は、前条の規定による補助事業実績報告書の提出を受けた場合には、当該実績報告書の審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が、補助金の交付の決定の内容（第 9 条の規定による承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、

別記第9号様式による補助金額確定通知書により支払基金に通知するものとする。

- 2 防衛大臣は、支払基金に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を支払基金に命ずるものとする。

(交付の決定の取消等)

第15条 防衛大臣は、第10条の規定による補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。ただし、第4号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- (1) 支払基金が、適正化法、適正化施行令その他の法令若しくはこの訓令の規定又はこれらに基づく防衛大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 支払基金が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 支払基金が、補助事業に関して、不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

(4) 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（支払基金の責に帰すべき補助事業による場合を除く。）

2 防衛大臣は、前項の規定により補助金の交付の決定の取消しを行った場合は、支払基金に対し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（収益納付）

第16条 防衛大臣は、支払基金に、補助事業の完了により相当の収益が生ずると認められる場合は、補助金の交付の目的に反しないときに限り、交付した補助金の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の管理等）

第17条 支払基金は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）について

は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 取得財産を処分することにより、収入があり又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第18条 支払基金は、取得価格が1個又は1組30万円以上の取得財産については、防衛大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

（補助金の経理）

第19条 支払基金は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該補助事業の完了又は廃止の日の属する国の会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得価格が1個又は1組30万円以上の取得財産がある場合は、前記の保存期

間を経過後、当該取得財産の財産処分が完了する日まで
保管しておかなければならない。

（概算払）

第 20 条 支払基金は、補助金について概算払を受けよう
とするときは、概算払請求書を防衛大臣に提出するもの
とする。

（電磁的記録）

第 21 条 適正化法第 26 条の 2 に規定する電磁的記録は、
電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識す
ることができない方式で作られる記録であって、防衛大
臣の使用に係る電子計算機による情報処理の用に供する
ことができるものとする。

（電磁的方法）

第 22 条 適正化法第 26 条の 3 第 1 項に規定する電磁的
方法は、電子情報処理組織による申請等として防衛省関
係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関
する法律施行規則（平成 15 年内閣府令第 69 号）第 4
条各項に規定する方法とする。

(委任規定)

第 23 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、衛生監が定める。

附 則

この訓令は、令和 6 年 6 月 27 日から施行する。

別記第1号様式（第5条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
基 金 名
氏 名

〇〇年度において、下記のとおり（事業名等）を実施したいので、社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱により補助金の交付を申請する。

記

- 1 事業の概要：
- 2 補助金交付申請額： 円
- 3 事業の目的・内容及び経費配分：事業計画明細書に記載のとおり
- 4 事業実施予定期日： 年 月 日

添付書類：事業計画明細書

別記第2号様式（第5条関係）

事業計画明細書

1 事業の目的・内容

事業の目的・内容		補助申請額	
		自己資金（※）	

2 経費の区分及び算出基礎等

経費の区分	所要額 (円)	内 訳		算 出 基 礎
		補助金の額 (円)	自己資金 (円)	
報酬 給料 職員手当等 共済費 賃金旅費 需用費 役務費 委託料 使用料 賃借料 備品購入費 手数料				
計				

3 事業に関して生ずる収入金

項 目	金 額
	円
合 計	円

（※）自己資金については、以下の表に、具体的な調達方法を明記願います。

調達方法内訳	金額
自己資金合計額	

補助金交付決定通知書

（基金名） 殿

防 衛 大 臣

〇〇年〇〇月〇〇日に貴基金より申請された社会保障・税番号制度システム整備費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項（又は第3項）の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、適正化法第8条の規定により通知する。

記

1 交付決定金額

金 円

2 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業を遂行するための契約の締結及び支払を行うときは、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公平かつ最小の費用で最大の効果をあげられるように費用の効率的な使用に努めなければならないこと。
- (2) 補助事業の内容の変更をしようとするとき又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ、補助事業計画変更承認申請書を防衛大臣に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、補助事業中止（又は廃止）承認申請書を防衛大臣に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業事故報告書を防衛大臣に提出し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業の完了により相当の収益が生ずると認められる場合は、補助金の交付の目的に反しないときに限り、交付した補助金の全部又は一部を国に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならないこと。

別記第3号様式（裏面）

- (7) 取得財産を処分することにより、収入があり又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがあること。
- (8) 取得財産のうち、取得価格が1個又は1組30万円以上のものについては、防衛大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該補助事業の完了又は廃止の日の属する国の会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならないこと。ただし、取得価格が1個又は1組30万円以上の取得財産がある場合は、前記の保存期間を経過後、当該取得財産の財産処分が完了する日まで保管しておかなければならないこと。

3 適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、交付の決定の通知を受けた日から起算して15日以内とする。

別記第4号様式（第9条関係）

補助事業計画変更承認申請書

年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
基 金 名
氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け防人衛第〇〇〇号で補助金の交付の決定の通知があった（事業名等）の実施について、下記の理由により事業の内容、経費の配分又はその両方を変更したいので、関係書類を添えて申請する。

記

事業の内容・経費の配布の変更理由

以 上

注： 関係書類は、補助金交付申請書又は補助事業計画変更承認申請書に添付された書面の各葉のうち、補助事業の計画の変更に伴い変更を必要とする事項が記入されている書面について、変更前と変更後の補助事業の計画の相違を容易に比較対照できるよう所要の修正を加えたものとする。

別記第5号様式（第10条関係）

補助事業中止（又は廃止）承認申請書

年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
基 金 名
氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け防人衛第〇〇〇号で補助金の交付の決定の通知があった（事業名等）の実施について、下記の理由により事業中止（又は廃止）をしたいので、承認されたく申請する。

記

中止（又は廃止）の理由

以 上

補助事業事故報告書

年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
基 金 名
氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け防人衛第〇〇〇号で補助金の交付の決定の通知があった（事業名等）の実施について、下記の理由により補助事業が予定の期間内に完了しないこと（又は補助事業の遂行が困難）となりましたので、下記のとおり報告する。

記

- 1 予定の期間内に完了しない（又は遂行が困難な）理由

- 2 遅延する事業の内容

以 上

別記第7号様式（第12条関係）

補助事業状況報告書

年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
基 金 名
氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け防人衛第〇〇〇号で補助金の交付の決定の通知があった（事業名等）について、〇〇年〇〇月〇〇日現在の遂行状況を下記のとおり報告する。

記

〇〇年〇〇月〇〇日現在の事業遂行状況

以 上

別記第8号様式（第13条関係）

補助事業実績報告書

年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
基 金 名
氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け防人衛第〇〇〇号で補助金の交付の決定の通知があった（事業名等）を完了したので、下記のとおり報告する。

記

1 事業の概要：

2 事業実施日： 年 月 日

3 事業の支払実績額

経費の区分	支払実績額
報酬 給料 職員手当等 共済費 賃金 旅費 需用費 役務費 委託料 使用料 賃借料 備品購入費 手数料	
合計額	

4 事業の成果：

添付書類： 1 支払明細書
2 領収書原本

別記第9号様式（第14条関係）

文 書 番 号

年 月 日

補助金額確定通知書

（基 金 名） 殿

防 衛 大 臣

〇〇年〇〇月〇〇日付け補助事業実績報告書について審査した結果、補助金交付決定通知書（防人衛第〇〇〇号。〇〇年〇〇月〇〇日）により通知した補助金の額を下記のとおり確定したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定により通知します。

記

確定補助金額： 円